

○財務省告示第三百八十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十四年十一月十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月六日

財務大臣 城島 正光

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第四百

十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項並びに特

別会計に関する法律（平成十九

年法律第二十三号）第四十七条

及び第六十二条第一項

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適

用等

四 発行方法

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）は、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特定参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

十 十
三 二

十 十
イ 一
発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

平 成 二 十 四 年 十 一 月 十 九 日
す る 。
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 二 十 五
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 二 十 八

(一) 年 一 ・ 七 パーセント
は、募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は、募 入 決 定 金 額 に 加 え、次 の 算
式 に よ り 規 定 出 した 金 額 を 第 二
十 号 に 規 定 する 期 日 に 払 い 込
む も の と する 。
$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.7}{100} \times \frac{60}{365}$$

(二) 発行 時 に お い て、そ の 利 子 に
係 る 所 得 税 が 振 替 泉 徴 収 さ れ
も の と 記 載 又 は 記 録 さ れ る の
座 に つ い て は、前 記 (一) の 算 式
に よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金
を じ ゅ 額 分 の 二 十 三 五 乗

十四 初期利子

が非居住者又は外国法人である
る場合には、前記(一)の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額)を控除することができる。

平成二十五年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{償還金額} \times 17}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十四年九月二十日
平成四十四年九月二十日
日本銀行

十七 元金

財務大臣から通知を受けた者

十八 払入者

平成二十四年十一月十九日

十九 払場所

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十四年十一月十九日